

福岡県知事 小川 洋 様
福岡県教育長 城戸 秀明 様
福岡県警本部長 樹下 尚 様
福岡県議会議長 中尾 正幸 様

福岡県 2017 年度予算編成にあたっての県政への要望

県民福祉の向上、県民の安全・安心のための連日のご奮闘に、心から敬意を表します。

福岡県 2017 年度予算編成にあたって、日本共産党福岡県委員会と日本共産党福岡県議会議員団は、県民の切実な願いの実現、苦難の解決のために、以下のことを要望いたします。

後日、文書での回答をお願いいたします。

2016 年 11 月 24 日 日本共産党福岡県委員会

委員長 岡野 隆

日本共産党福岡県議会議員団

団長 高瀬 菜穂子

1、「海外で殺し、殺される国」づくり許さない。憲法を守り、生かす。

要望 1

■ 安倍政権は、集団的自衛権行使容認の「閣議決定」に基づき「安保法制」を強行した。知事は、地方自治を預かるものとして、日本国憲法第 9 条を守り、生かす立場に立ち、憲法改定に等しい「安保法制」の廃止とともに、南スーダンからの自衛隊の即時撤退を政府に求めること。

要望 2

■ 防衛省が定める安全基準さえ満たしていない米国製の垂直離着陸機オスプレイの佐賀空港の配備は、福岡県民の安心・安全を脅かすものであり、国に配備中止を求めること。また、「沖縄の負担軽減」につながらないことが明らかになった航空自衛隊築城基地での日米共同訓練（米軍の訓練移転）や福岡県を含む九州でのオスプレイの低空飛行訓練の実施に反対し、県の防災訓練へのオスプレイの参加を拒否すること。

要望 3

■ 安倍政権が、沖縄県民の普天間基地の「県内移設反対」の総意を無視して、「辺野古移設」を力づくで押しつけようとしていることは、民主主義と地方自治を踏みにじる暴挙であり、地方自治を預かる知事として、沖縄と連帯して、名護市辺野古への米軍新基地建設反対、普天間基地の無条件撤去と基地のない沖縄の実現を国に求めること。

要望4

■ 県として、日本政府や近隣諸国に対して、対話と協力の促進に力をつくすことをよびかけるとともに、北東アジアの平和協力を探求する自治体レベルの国際会議などを県内に誘致するなど、かつて北東アジアへの侵略戦争と植民地支配の出撃拠点だった福岡県を、憲法9条を生かす「平和の発信地」にするために力をつくすこと。

2、県民の暮らし第一で地域経済に好循環をとりもどす4つの転換。

(1) 賃上げと安定した雇用の拡大で、個人消費をあたためる。

要望5

■ 日本では、大企業が空前の利益を上げて、それが賃金や雇用、中小企業への支払いにまわらず、大企業の巨額の内部留保（300兆円）として積みあがり、経済全体が縮小し続けてきた。経済の好循環をとりもどすために、県として、大企業が内部留保を一部活用すれば、それぞれの企業でどれだけの賃上げや新たな雇用の創出ができるかを試算し、経済界に実行を求めること。

要望6

■ 県都・福岡市を「首切り自由」などの雇用規制撤廃の“改革拠点”とする「国家戦略特別区域（特区）」の指定を見直すよう国に求めること。

要望7

■ 「ブラック企業」を規制する法整備、異常な長時間労働をただし、無法なりストラ・解雇を規制するルールづくり、非正規社員の正社員化をはかるための労働者派遣法の抜本改正、均等待遇のルール確立を早急に行なうよう国に求めること。

要望8

■ 県発注事業の入札や随意契約にあたって、契約企業を判断する際、過去の法令違反や離職者数の多さなどいわゆる「ブラック企業」でないかを見極めるとともに、賃金や正規雇用の比率の高さなど、働く人を大切にする姿勢を重視すること。

要望9

■ 賃金引き上げ、正規雇用拡大、ブラック企業規制のキャンペーンや市町村での出前労働相談会などを、福岡労働局や市町村、弁護士会、労働組合、経済団体などと協力して実施すること。

要望10

■ 若い世代に労働者の権利とその行使の仕方を伝え、労組加入を促すためのパンフレットを高校・大学のすべての新卒者に渡し、同内容の出前講座を福岡労働局と協力してすべての高校・大学で行なうこと。

要望11

■ 最低賃金を「全国一律・時給 1000 円以上」に引き上げるよう国に求めること。そのためにも、雇用の 7 割、8 割を支えているが 7 割が赤字経営の中小企業に対して、賃金助成や社会保険料の事業主負担の減免など、賃金の引き上げにつながる財政支出を実施するよう国に求めること。

要望 12

■ 国の「設計労務単価」の引き上げ効果を公共事業の末端現場で働く労働者に波及させるためにも、指定管理者や民間の委託業者などに行わせる公の業務の労働者の「官製ワーキングプア」とよばれる状態を根絶するためにも、「公契約条例」を制定すること。

要望 13

■ 官民の賃下げ競争の悪循環を断ち切り、民間労働者の賃上げを後押しするためにも、地域経済の再生に貢献するためにも、県職員の実質賃金を引き上げ、正規職員を増やすこと。

■ 県発注の公共事業は、精査したうえで予定価格の適正化を図ること。

■ 消費生活相談体制の充実・強化について

貧困と格差が広がるなかで、悪質な“消費者被害”が広がっている。政府は増大する消費者被害から消費者を守るため消費者庁を設立。地方消費者行政活性化基金（約 493 億円）を設け、消費生活相談の機能整備や強化学業等を支援してきた。2014 年度から各都道府県に地方消費行政推進交付金を各都道府県の予算の総額の 2 分の 1 まで単年度ごとに交付し、消費生活相談体制の整備等支援している。

① 国に対し全国知事会も要請しているように消費生活相談体制の充実・強化に向け国の予算の増額はもとより活用期間の延長や支出限度額の撤廃等、制度の改善を国に要求されたい。

② 本県には県の 13 名を含めて 121 名の専門相談員が配置されているが、ゼロの自治体が 3 分の 1 近くある。基本的にはすべての自治体に最低 1 名以上の相談員が配置されるよう関係自治体に対する支援を強められたい。

(2) これ以上の消費税増税を中止し、税制と経済の民主的改革で財源を生み出す。

要望 14

■ 地方経済も地方財政も共倒れに追い込む消費税の 10%への再増税は中止し、「応能負担原則」に立った税制改革、経済を内需主導で健全な成長の軌道にのせる経済改革を実行するよう国に求めること。あわせて、赤字の中小企業にまで課税する外形標準課税の適用拡大をやめるよう国に求めること。

■ 所得税法第 56 条は、家族従業員との給与を必要経費と認めず人格をも否定するものである。小規模零細業者を苦しめている一因ともなっている同法を廃止するよう国に要望すること。

要望 15

■ 大型公共事業の必要性を県民参加で検証し、不要・不急な事業は中止・見直しし、県民福祉の向上と県民の安心・安全につながる公共事業の予算の抜本的な増額と、県民の暮らし・福祉・教育の拡充のための財源を確保すること。

- ① 必要性が乏しく、採算性もない「下関北九州道路」構想は撤回すること。
- ② ダム事業を総合的に検証し、筑後川ダム群連携事業を中止すること。
- ③ 県営公園「筑後広域公園」の全体計画と総事業費を明らかにし、地域住民参加で本当に住民が求めている事業計画に見直すこと。
- ④ 福岡空港は発着回数が増えている。その原因は、規制緩和による格安航空会社（LCC）参入と航空機の小型化による運行回数の増加、つまり利用者を奪い合う企業間競争の激化が背景にある。いっそうのLCC参入と福岡空港への一極集中を加速する滑走路増設を1800億円もかけて行う前に、北九州空港や佐賀空港という既存の空港の利用促進をはかり、安全性と公共性の確保の視点から福岡空港周辺の住民はもちろん、全県民的な議論をすすめること。また、政府は福岡空港の滑走路増設の予算確保の前提条件として、空港の事業運営権を民間に売却する（コンセッション契約）、つまり「福岡空港の民営化」を求めている。これは、採算の取れる事業だけを民間企業に売却し、利潤獲得のために利活用させ、空港の安全性や公共性を確保する公的な責任をあいまいにするものである。直営を維持すること。

(3) 「自己責任」論にたった社会保障壊しに反対し、権利としての社会保障を実現する。

要望 16

■ 年金収入280万円以上の人々に介護利用料の2割負担が実施されているが、所得要件を外して全利用者の2割負担が検討されている。

介護保険利用料の2割負担を強行することのないように国に求めること。

また、要介護1、2を介護保険から外す計画や、特別養護老人ホームの入所対象を原則要介護3以上とする制度改悪の撤回を求めること。あわせて、国会でのわが党の追及に「（要支援の人たちも）引き続き専門的サービスは受けられる」と最後まで言い通した厚生労働大臣に対して、それを実行する責任を果たすよう求めるとともに、「総合支援事業」を実施する市町村に対し、必要な「介護サービス」が受けられるよう支援すること。

要望 17

■ 東京都は2014年に、認可保育園、特別養護老人ホームなど福祉施設の整備を促進するため、都有地の賃料減額など新たな支援策を発表した。特別養護老人ホームの待機者の多くが都市部に集中している。かねてからわが党は、国有地、県有地などの活用を

提案してきた。福岡県としても、特別養護老人ホーム整備への用地取得費用への支援や、無償貸与などを行ない、待機者解消への道を開くこと。

要望 18

■ 福岡県は国のガイドラインに基づき、2025年までに2000床の病床を減らす「地域医療構想」を策定しようとしている。「第1期医療費適正化計画」で、国の方針にもとづいて策定した「療養病床再編計画」がとん挫したことを検証し、「病床再編計画」の策定にあたっては、国からの数値の押しつけをそのままりこむのではなく、県内各地域の実態やニーズをふまえ、本県の保険医療計画策定の理念である「いつでもどこでも安心して必要な保健・医療サービスを受けることができる体制の整備」を目指すこと。

要望 19

■ 長野県は保健師を人口比で本県の2倍配置している。県として長野県と同水準に増やすために必要な予算措置を講じ、医療・介護関係者、市町村と協力し、県民の健康づくりのとりくみを抜本的に強めること。

要望 20

■ 県民の健康破壊が広がっている背景に、劣悪な雇用・労働環境と貧困の広がりがあることを明らかにし、医療関係者、労働組合、経済団体などと協力して、働き方の改善とともに疾病の予防、早期発見・早期治療のとりくみをすすめること。

要望 21

■ 県内の市町村国保の滞納世帯が加入世帯の15.4%（2015年6月1日現在）にのぼっているのは、高すぎる保険料（税）が払えないことが主な理由である。国民健康保険への国庫補助率の引き上げを国に強く要望するとともに、県独自の財政支出もおこなって保険料負担を軽減するとともに、生存権を侵害する保険証取り上げや人権無視の滞納処分を行わないよう市町村を指導すること。

■ 国民健康保険の構造的課題である“加入者の高齢化と貧困化”を放置したまま、市町村独自の繰り入れまでなくせば、国保料（税）をさらに高騰させ、制度の危機を加速することになる。また、国保の広域化は問答無用の保険料徴収が強まったり、県が財政運営の主体となることにより住民不在の組織運営につながることを懸念される。「国保の広域化」を見直し、住民の命と健康をまもる社会保障の制度として、国保制度の再建をはかるよう国に求めること。

要望 22

■ 後期高齢者医療制度は、発足以来保険料が上がり続け、福岡県の平均保険料は全国5位、同一所得で比べた保険料は相変わらず全国最高額で、年金削減や消費税増税、物価の高騰で打撃を受けている高齢者世帯にさらに重い負担を強いている。それは、75歳以上の高齢者を切り離して制度をつくったためであり、根本的な解決は後期高齢者医療制度の「廃止」以外にない。同制度を「廃止」して、老人保健制度に戻し年齢による医療差別をなくすことを国に求めること。あわせて保険料負担軽減のためにただちに県独

自の財政支援をおこなうとともに、低所得者に対する保険料の特例措置の廃止に反対し、恒久的措置とするよう国に求めること。財政安定化基金の積み増しを行うこと。

要望 23

■ 政府が国会に提案している「賃金ダウンに連動して年金が下がる」年金法案の撤回を国に求めること。あわせて、今回はじめて年金支給要件が、年金加入期間 25 年から 10 年に改善されたが、全額国庫負担による最低年金保障制度の確立にすすむよう国に求めること。

要望 24

■ 県として、県民の暮らしを支える制度の全面的な縮小に直結する生活保護の母子加算廃止や医療扶助の改悪に反対すること。また、県として、生活保護の制度と、憲法 25 条が保障した国民の生存権をまもるために、県内で保護申請の門前払いや強権的な保護の打ち切りなど、排除と切り捨ての保護行政が行われていないかを調べ、生活保護を国民の人権保障の制度として再構築していくために尽力すること。

要望 25

■ 国に対して、障害者総合支援法を見直し、「基本合意」、「骨格提言」にもとづく障害者福祉法の制定とともに、応益負担は廃止し、障害者の福祉・医療を無料にするよう求めること。2016 年 4 月に施行された「障害者差別解消法」が実効あるものとなるよう、国に意見をあげること。

■ 国に対して、障害基礎年金の支給額を増額するなど、制度の改善を求めること。

■ 65 歳から 74 歳までの県民が重度障害者医療の適用を受けようとする場合、後期高齢者医療制度への加入を前提条件としている福岡県の運用について見直すこと。

■ 重度障害者医療費給付制度の所得制限をなくすこと。精神障害者医療給付制度について、精神障害者手帳 2 級まで対象とすること。

要望 26

■ すべての「交通難民」を解消する構えで、県の市町村のコミュニティーバス等への助成制度を、生活交通バス路線維持のための補助金、第三セクター鉄道（筑豊電気鉄道、平成筑豊鉄道、甘木鉄道）等への補助金とあわせて拡充すること。あわせて、市町村と協力して、県民の生活の足を守り、地域での生存権を守る、総合的な生活交通対策を本格的にすすめること。

（４）地域経済の好循環をもたらす産業政策に転換する。

要望 27

■ 県の中小企業対策を、強いところだけを応援する従来の「選択と集中」路線から、中小企業全体を視野に入れた振興・支援策へ転換すること。

- ① 中小企業の商品開発、販路開拓、技術支援、後継者育成などの「振興」策と、大企業や大手金融機関の横暴から中小企業の経営を守る「規制」策を、中小企業政策の「車の両輪」として実行すること。

- ② 市町村と協力して、すべての中小企業の調査をおこない、その力と可能性を引き出すきめ細かな支援策を実行すること。

要望 28

■ 佐賀県は2011年30億円の基金をつくって、すべての市町村を通じて住宅リフォーム助成制度を3年間実施した。この3年間で、同県の全住宅の8.5%が同制度を利用してリフォーム工事をおこない、経済波及効果は15倍（450億円）に及んでいる。福岡県でも、住環境の改善と地元の仕事おこしに抜群の効果のある「住宅リフォーム助成制度」を創設し、すべての市町村を通じて実施すること。

要望 29

■ 再生可能エネルギー普及のための支援は、大企業が独占する「大規模集中型」の発電よりも、地元の中小企業の仕事おこしと雇用の拡大につながる「小規模分散型」の発電を重視し、地域経済の好循環につなげること。具体的には、地域固有の資源を生かし、地域でもとりくみが可能な小水力発電やバイオマス発電などの開発・普及を支援し、第1次産業、第2次産業の分野で幅広い関連産業の力を引き出す事業の振興をはかること。また、九州・沖縄で福岡県だけが実施していない住宅用太陽光発電への助成制度をつくること。あわせて、自然災害や環境破壊につながるメガソーラーなどの開発に対しては、住民の生命や財産、住環境を守る立場からの規制強化（土砂災害特別警戒区域の林地開発等）を国に働きかけ、県独自の条例を制定すること。

要望 30

■ 「食と農」を破壊するTPPからの即時撤退を国に求め、TPP参加を見越した5年後の生産調整の廃止など、食料自給率を引き下げ、農業を破壊する動きに断固として反対すること。農協中央会制度の廃止、全農の株式会社化、農業委員会公選制の廃止など、農協・農業委員会攻撃に反対すること。

要望 31

■ 農林漁業を基幹産業と位置づけ、地域経済を活性化する柱として振興すること。

- ① 食料自給率を引き上げることを目標にすえ、価格保障・所得補償、後継者支援、生産者と消費者の連携、地産地消など、農林漁業の振興にとりくむこと。
- ② この4年間、本県の新規就農者は毎年200人を超えているが、一方、高齢化などにより離農が2000人を超え、農家の減少に歯止めがかかっていない。そこで新規就農者に対する就農給付金などの充実を国に求めるとともに、市町村が独自に行っている就農助成に対し県も支援すること。就業後の財政的支援（給付金の増額や期間の延長）を強めること。
- ③ 家族経営も含めた現場の実情にあった振興策、支援策を強めること。
- ④ 地産地消などの需要拡大策を目標をもってすすめること。
- ⑤ 荒廃森林対策、放置竹林対策、鳥獣被害対策の予算を抜本的に増額すること。
- ⑥ 海砂採取に規制をかけ、漁場を守ること。

要望 32

■ 国営諫早湾干拓事業潮受け堤防を一刻も早く開門し、干潟と有明海の再生など漁場の保全・改善を行なうよう国に迫ること。

要望 33

■ 社会インフラ整備は、新規開発中心から防災や老朽化対策へ、根本的転換をはかること。とくに、県内に1万7500箇所以上ある土砂災害警戒区域のうち、とりわけ土砂災害危険区域5,000カ所に対し、予算の配分を抜本的に増やし、整備（砂防対策、地滑り対策、急傾斜地崩壊対策）を急ぐこと。

要望 34

■ ダム開発中心の「治水」から河川整備はじめ総合的な治水事業に転換すること。

要望 35

■ 公共施設の耐震化を急いで完了させ、1981年（昭和56年）の新耐震基準以前に建てられた県内木造戸建住宅（全木造戸建住宅の41%、37万戸）への耐震助成を充実し、耐震化整備を急ぐこと。

要望 36

■ 県営住宅、県公社住宅は、住宅に困っている人の需要を充足するだけの新規建設をすすめること。また、老朽化した団地も、建て替えだけでなく、改修やリフォームなど居住者と県民のニーズを反映した多様な住宅改善をすすめること。家賃も収入にあったものにし、収入が増えると不当に高い家賃を課して居住者を「追い出す」ことをやめること。

要望 37

■ ごみの“焼却中心主義”から脱却し、ごみの発生抑制、減量・リサイクル化などをすすめること。とくに、ごみの減量に逆行する「RDF発電」は事業終了にあたっては、推進した県の責任で発電施設の解体撤去費用を負担すること。今後の関係自治体と住民負担の軽減と終了後のごみ処理方式確立を支援すること。

要望 38

■ 有害物質が混入した安定型処分場や、土壌汚染処理施設、産業廃棄物の不法投棄とそれによる環境汚染に歯止めをかけるために、県が徹底した立ち入り検査を実施し、違反者への厳格な監督と行政処分をおこなうこと。また、不法投棄のルートと関与者の解明、違反者など排出者の責任による撤去を実施させること。

3、すべての子どもの豊かな成長を保障する教育と子育て支援を実行する。

- (1) 「海外で戦争する国」づくりと一体の教育への無制限の権力的介入・支配の道開く教育委員会制度を見直すこと。

要望 39

■ 教育の政治介入に連なる教育委員会制度改悪に反対し、教育委員会が子ども、保護者、住民、教職員の声をきちんと受け止め、それを教育行政に反映させる機能を果たすよう、憲法が保障する教育の自主性、自立性、自由を擁護し、それを生かした民主的教育改革をすすめるよう国に求めること。

(2) 「子どもの貧困」に対する実効性のある緊急対策を実行する。

要望 40

■ 福岡県は「子どもの貧困」が全国屈指の広がりを見せている。「子どもの貧困」を加速させている雇用破壊や消費税増税、社会保障解体、子どもをもつ生活困窮世帯を追い詰める生活保護費削減や就学援助の縮小、ひとり親世帯への児童扶養手当のカットなど、逆行した政策を中止し、子どもたちを応援する政治へ転換することを国に求めること。

要望 41

■ 「子どもの将来がその生まれ育った環境で左右されることのない」ことを掲げて成立した「子どもの貧困対策法」をふまえ、県として「子どもの貧困率の削減目標」をもち、責任を持って貧困の実態調査を行ない、当事者や支援団体の協力も得ながら、貧困の解決のための体制を整備するなど、子どもの貧困解決への県をあげたとりくみをただちに開始すること。

要望 42

■ 子どもたちの健やかな成長を保障し、保護者の医療費の負担を軽減するために、乳幼児医療費支給制度の支給対象年齢を通院・入院ともに中学校3年生まで“緊急”に拡充すること。あわせて、「子ども医療費助成」「ひとり親家庭医療費助成」「重度心身障害者医療費助成」の所得制限や一部自己負担を撤廃し現物給付にすること。政令市への県の補助率を現在の4分の1から一般市町村なみの2分の1に引き上げること。

要望 43

■ 義務教育無償の原則にも関わらず、無償の対象は授業料や教科書代などに限られ、制服代、ドリル代、修学旅行積み立てなど義務教育段階の家計負担はあまりに重すぎる。義務教育にふさわしく家計負担の解消をめざし、段階的に家計負担の引き下げをすすめること。

要望 44

■ 高校生の学校納付金や各自購入金、通学費の負担の実態を調査し、必要な助成を行なうこと。

要望 45

■ 国に対して批准した国際人権規約にのっとり、高等教育の学費を段階的に無償化することを求めるとともに、県独自の高校生・大学生への給付制奨学金を創設すること。

要望 46

■ 私学助成の拡充を国に求めるとともに、私立高校生への県独自の助成金の拡充を行い、教育条件の公私間格差を是正すること。

(3) 全学年での少人数学級の早期実現や教員の正規化など、教育条件を整備する。

要望 47

■ すべての学年で少人数学級を早急に実施し、すべての子どもたちにしっかり向き合えるだけ正規教員を大幅に増員するために、県独自の財政支援を行なうこと。

■ 病休代替は常勤講師を配置すること。

要望 48

■ 学校統廃合路線を見直し、小規模校のよさを生かす支援を強めること。また、「小中一貫校」の現状を検証し、「6・3制」の良さを生かせる支援を強めること。

要望 49

■ 県内の公立・私立、すべての小・中・高校の教室へのエアコン設置のために、ランニングコストや更新費用などを県が助成すること。

要望 50

■ 「点数」を教育目標にする「学力テスト」をただちに中止し、競争的な教育のゆがみを是正し、子どもたちが連帯して助け合いながら、自分たちの人間性と知的能力とともに伸ばす方向に転換すること。

要望 51

■ 特別支援学校や特別支援学級などに在籍する子どもたちが急増しているにもかかわらず、それに必要な条件整備が図られていないため、各地で「教室をカーテンで仕切って2学級が使う」など小中学校では考えられないような事態がおきている。

こうした劣悪な条件を改善するために、次のことを要望する。

- ① 国に対し、特別支援学校の設置基準をつくることを求めるとともに、建設費補助金を現行の2分の1から3分の2にするよう要請すること。
- ② 特別支援学校の教室・教員不足の解消などの条件整備をすすめること。
- ③ 必要な教職員数を配置するために、子どもの実態に即した「重複障害学級」の認定、小中学校の特別支援教育を支援する「センター的機能」を担う教員の独自の定数化、異常な非正規化の是正などをすすめること。
- ④ 特別支援学級（障害児学級）の抜本的な拡充をすすめること。

具体的には、次のことを要望する。

- 1) 小学校では、1年生から6年生まで同じ学級に入れることをやめ、低学年と高学年を分けて学級を編制するなど、教育条件を向上させること。特別支援学級の支援を必要とする子どもが1人でもいる学校に学級を設置し、自宅に近い学校で学べるようにすること。一部の自治体に見られる、特定の学校に学級を集中させて大規模化をもたらしているいわゆる「集中方式」を改善すること。

- 2) プレイルームなど教育上必要な施設・設備を整備すること。
 - 3) 特別支援教育に熱意をもち、専門性のある教員が安定的に教育にあたるように採用や異動のしくみを改善するとともに、自主的な研修を保障すること。通級指導教室などの教員も同様に専門性の保障を重視すること。
- ⑤ 通級指導教室の条件整備を抜本的に強化すること。
- 具体的には、次のことを要望する。
- 1) 通級指導教室への要望を調査し、それに基づいた整備計画をたて、教室を抜本的に増やすこと。
 - 2) 教室編制基準がないため、1人の教員で何十人もの子どもを指導する事態も生まれている。国として「生徒10名に教員1人を配置」などの基準を設け、必要な教員を配置するよう求めること。
 - 3) すべての学校に教室が設置されているわけではないため、送り迎えの条件がなければ、希望しても教室に通わせることができない。子どもの送迎のために仕事をやめざるをえない保護者もでている。設置校を増やすとともに、通学を行政の責任で保障すること。
- ⑥ 十分な特別支援教育をすすめるための条件を整備すること。
- 具体的には、次のことを要望する。
- 1) 特別支援教育コーディネーター担当の教員の処遇を改善、増員し、専門性を確保すること。
 - 2) 高校での特別支援教育のための教員や専門的支援員の配置など条件を整えること。障害のある子どもの放課後が保障される「居場所づくり」をすすめること。障害のある子どもの専門学校や大学での勉学を保障する条件整備をすすめること。

(4) 県内のすべての子どもに、必要な保育を等しく保障する。

要望 52

- 県内のすべての子どもに、就学前に必要な保育を等しく保障するために、以下のことを要望する。
- ① 東京都は、認可保育園、特別養護老人ホームなど福祉施設の整備を促進するため、都営地の賃料減額など新たな支援策を行っている。福岡県でも、待機児童の大半が大都市圏に集中しており、安心して預けられる認可保育所の増設で、ただちに待機児童をなくすために、県有地を一定の期間、無償で貸与すること。
 - ② 県内の無認可保育所に対し、認可保育所に移行できるように、市町村に必要な指導、助言を行うこと。

- ③ 県内6万人の有資格者のうち、現在保育に従事している保育士はわずかに1万8千人にすぎない。平均月収が全産業より11万円も低い劣悪な待遇を、直ちに改善すること。
- ④ 学童保育の利用料や指導員の給与等に市町村格差が生じているなか、県の支援で地域間格差をなくし、低所得の世帯に対する利用料の軽減措置を促進すること。

4、原発依存をやめて、地産地消のエネルギーを大規模に普及する。

(1) 「エネルギー基本計画」撤回、再稼働中止と「即時ゼロ」の政治決断を求める。

要望 53

■ 政府は、鹿児島県の川内原発の再稼働を突破口に、玄海、伊方など全国の原発を再稼働しようとしている。川内原発、玄海原発で事故が起きた場合の住民の避難計画について、自治体の計画通りには避難できないことや避難が困難な福祉施設などの対策がないことが明らかになっており、周辺の自治体からは、「住民の命を守る実効性のある避難計画がないままの再稼働など認められない」との声があがっている。まともな住民の避難計画や火山対策もない、使用済み核燃料＝核のゴミをどう処理するのかの計画も立っていない、こんな状態で再稼働など論外である。

福島事故は収束どころか、高濃度の放射能汚染水を海に垂れ流し続け、事故原因も解明されていない。「新規制基準」には福島事故の教訓は反映されておらず、メルトダウンしたときの対応設備や格納容器の強度、電源システムの独立性などの重要事項について、EU（欧州連合）が実施しているものさえ盛り込んでいない。

再稼働の判断の責任は原子力規制委員会に“丸投げ”、万一事故が起きた場合の対策や避難計画は九州電力と地元自治体任せ、結局、だれも安全に責任をもっていない。これこそ福島事故をまねいた無責任構造であり、こんな状態で、原発を再稼働させるのは、絶対に許されることではない。

以上のことをふまえ、川内原発や玄海原発の再稼働は中止するよう国に求めること。

要望 54

■ 2014年5月21日、福井地方裁判所は、「原発から半径250キロの住民は、憲法が保障する人格権が侵害されている」として、関西電力大飯原発3号機、4号機の運転差し止めを命じる歴史的判決を下した。同地裁の判決文は、福島原発事故から真摯に教訓を引き出し、憲法で保障された「人格権」が優先すること、つまり、「国民の命と暮らしを守ること以上に大切なことはない」という誰もが納得できる、簡単には覆すことのできない太い論理に貫かれている。玄海、川内、伊方という3つの原発から250キロ圏内にスッポリ入っている福岡県の知事として、500万県民の命と安全を守る立場に立ってこの司法判断を重く受け止め、原発の再稼働に反対し、「原発ゼロの日本」への政治決断を政府に迫ること。

(2) 原発に依存しないことを前提に、再生可能エネルギーの大規模な普及と開発を。

要望 55

■ 福岡県での再生可能エネルギーの設備容量は10億KW・hに達したが、まだ、県民の使用量のわずか3%である。福岡県の再生可能エネルギー普及目標は、もともと20年までに30億KW・hと民主党政権時代の政府の目標より低いものである。これを大幅に引き上げ、原発に頼らないことを前提に、省エネ・節電の徹底と再生可能エネルギーへの抜本的転換の計画をたてて実行すること。あわせて、二酸化炭素の排出量が多い石炭は、発電に使用しないこと。

■ 洋上風力発電の低周波については、予測や影響などを入念に調査・分析し、検討をすること。国に対し環境アセスの対象とするよう求めること。

要望 56

■ 福岡県は、国と電力会社に対して、送配電網や蓄電設備の整備を急ぎ、再生可能エネルギーの豊富な地域から需要量の多い地域への送電を、9電力の地域割りを超えて広域的におこなえるようにすることや、根本的には地域独占の発送電一貫体制を見直し、発送電分離をおこなうよう求めること。

5、地方自治を守り、地域社会を支える。

(1) 必要な財源を保障し、住民福祉の機関の役割を強める。

要望 57

■ 地方交付税の復元・増額をはかり、地方交付税本来の財源保障と財政調整の両機能を回復・強化するとともに、国の財政責任を社会保障制度の充実の観点で拡充するように求めること。

要望 58

■ 国が、子ども医療費の現物給付を自治体がおこなうと交付金でペナルティーを科したり、介護保険料の減免に一般財源をつかうなど「指導」するなど、地方独自の取り組みにたいして行っている不当な妨害・介入をやめるように求めること。

要望 59

■ 財政難を理由に正職員数を抑制し、低賃金の非正規職員で人員不足を補っているため、自治体の現場では行政サービスの低下をまねいており、災害時の対応を危惧する声も出ている。ただちに「官製ワーキングプア」をなくし、ゆき過ぎた非正規化を見直して正規職員とし、過重労働の解消をはかること。

(2) ギャンブルに県民をまきこむカジノ誘致に反対する。

要望 60

■ 賭博場・カジノの呼び込みに名乗りをあげよという議論があるが、カジノは、賭博そのものの開帳行為であり、刑法第185条、第186条に反する犯罪である。それに、地方自治体が積極的に加担することは本来あってはならない。自治の本旨は「住民の福祉の向上」であり、福岡県へのカジノ誘致を絶対に許さないこと。

(3) 国の出先機関廃止や道州制に反対し、地方自治の充実をはかる。

要望 61

■ 地方自治を変質・破壊させる道州制に反対し、合併してできた市や、政令市など規模が大きな自治体では、旧市町村や行政区の自治機能を強化するなど、地域の自治機能の回復・強化をはかることを国に求めること。

(4) 県政と企業・団体との癒着を断ち、県議会改革をすすめる。

要望 62

■ 政治倫理基準、資産公開制度、問責制度、政治倫理審査会、住民の調査請求権からなる「政治倫理条例」をつくり、不正・腐敗を抑止すること。

要望 63

■ 地対財特法が終了して14年が経過する中で、市町村に残る不公正な「同和行政」を完全に終結すること。差別解消に逆行する調査は行わないこと。

■ 差別を永久に固定化する「部落差別解消推進法」に反対すること。

要望 64

■ 政務活動費の領収証の支出先の黒塗りを認めず、全面公開し、適正な使途規準と金額にすること。飲食費への支出、親族の雇用などを禁止すること。

■ 政務活動費の公開については、インターネット等で公開すること。

■ 費用弁償については、実費支給にすること。

(5) 暴力団を排除し、暴力団から県民の安全を確保する。

要望 65

■ 福岡県内では、いまでも暴力団がかかわった事件が相次いでおり、その被害が一般の県民に及んでいることは深刻である。工藤会に対しては、組織のトップや幹部が相次いで逮捕され、組織の構成者数も減少していると報じられている。

警察の一番の仕事は市民の安全を確保することである。警察官を市民生活の安全の分野に適正に配置し、市民生活の安全確保に努めること。

(6) 安全・安心の県民生活の実現。

要望 66

■ 地震、台風、豪雨など自然災害へのハード・ソフトの両面から十分な備えを行うこと。地域地震係数の見直しを行うこと。

要望 67

■ 白島石油備蓄基地については、市民のいのちと安全を守る立場から、同基地そのものの撤去を強く求めること。東日本大震災の教訓をもとに政府の関係機関に対し施設整備の総点検等、安全対策についての当面の措置を強く求めること。

要望 68

■ 北九州市若松区にある PCB 処理施設での期限内処理が完了するよう国に指導強化を求めるとともに、市町村と連携し関係する業界や企業に対する働きかけを強めること。

要望 69

■ 「空き家対策等措置法」にもとづき、対象物件に対する適切な対応を進めるとともに、老朽家屋等除却促進事業の助成制度に係る予算を増額し、制度を有効に機能させること。

以上